

第5章 県（健康増進課）、保健所、市町村における給食施設支援活動

地震、台風、水害など、いつ、どこで発生するかわからない災害に備えておくことは、多数の喫食者の食を預かる給食施設にとって必要不可欠なことである。特に1日3食提供している者を対象とした入居型施設においては、災害が発生し、通常の給食提供が困難な状況になったとしても、利用者へは何らかの食事提供を継続させなければならない。

災害時でも喫食者に対して適切で、安全・安心な給食を提供するためには、平常時から非常時に備え、ライフラインの寸断や調理室の損壊などの問題が発生した場合でも、継続的な食事提供ができるよう、体制の整備や備蓄等の準備をしておく必要がある。

ここでは、給食施設支援における「県（健康増進課）の取り組み」、「保健所の取り組み」、「市町村の取り組み」、「給食施設の取り組み」に分け、さらに、平常時と災害時に分けて、活動内容が同時に把握できるよう一覧表とした。表中に記してある活用が予測される様式については、巻末資料を参照すること。

1. 平常時の対策

	県（健康増進課）	保健所	市町村	給食施設
体制整備	<p>1. 全県的な連携体制の整備 (1)「山梨県地域防災計画」における栄養・食生活支援の位置づけを行う。 (2)健康増進課と教育委員会(スポーツ健康課)との連携体制を確立する。 (3)県の食料供給体制について把握。</p> <p>2. 適正な食料等の備蓄の促進 県災害担当部署等に提案、協議を行う。</p> <p>3. 情報収集及び発信(マニュアルの周知) (1)給食施設における危機管理状況と保健所の給食施設支援状況について、保健所から報告を受ける 給様式8</p>	<p>1. 保健所管内での支援体制の整備 (1)「山梨県地域防災計画」および「市町村防災計画」における栄養・食生活支援の内容、備蓄等食料供給体制について把握。 (2)給食施設の被災状況等を給様式4により把握する仕組みを整備する。 (3)「災害時の給食施設連絡台帳」給様式7を整備し、所内に周知する。 (4)衛生行政報告例に伴う調査により把握した給食施設における危機管理状況と保健所の給食施設支援状況を本庁へ報告する。給様式8 (5)管内給食施設、市町村と情報共有を行う。</p>	<p>1. 状況把握と体制整備 (1)市町村立施設(学校・保育所など)における災害時体制の整備 ●市町村栄養士(教育委員会、福祉課)は、マニュアル、食料等備蓄品(児童・生徒・園児・教職員用)の整備の支援をする。 ●「市町村地域防災計画」中の炊き出しの給食施設使用等について把握する。 ●保健分野の栄養士等や市町村災害対策部署等との連携を図っておく。 (2)地域内での給食施設の支援体制の整備 ●保健、教育、福祉及び市町村災害担当部署と連携、検討</p>	<p>1. 状況把握と体制整備 (1)災害時対応マニュアルの作成 (2)施設内へのマニュアルの周知 (3)施設内の体制整備 (4)備蓄品等の整備 (5)外部各関係機関との連携強化</p> <p>「災害時特定給食施設等のためのマニュアル策定の手引」参照 P6～7</p>

県（健康増進課）	保健所	市町村	給食施設
<p>(2)保健所、市町村、関係団体などを対象に災害時対応に関する会議、研修会を開催</p> <p>(3)県の食料等備蓄品や関係団体等の情報について把握し、保健所や市町村に情報提供する。</p> <p>4. 相互支援体制の確立 全県的に給食施設相互支援ネットワーク構築の支援を行い、食支援協定や人的支援協定を確立する。 給参考資料9～11</p>	<p>2. 給食施設への指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食施設の危機管理体制の整備促進 <p>(1) 衛生行政報告例に伴う調査や巡回指導や研修会の機会を通じて、給様式0により災害時対応マニュアルや備蓄品等の整備状況を把握する。</p> <p>(2) 整備が不十分な施設に対して、給参考資料8により必要な支援を行う。</p> <p>3. 地域連携体制の整備</p> <p>(1) 市町村立施設(学校・保育所など)における災害時体制の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市教育委員会や福祉課と連携を図り、マニュアル作成や備蓄品の整備について助言指導 ● 炊き出し施設に指定を想定し、炊き出し体制(食材、人員、調理機器の整備等)について助言。 <p>(2) 市町村災害対策本部(部署)との連携 地域全体の給食施設が必要な支援をスムーズに受けられるような体制を市町村栄養士(保健・福祉・教育委員会)とともに検討</p> <p>(3) 保健所管内地域の災害時対策の会議・研修会等の開催 (管内給食施設、市町村関係課、市町村災害対策担当部署、栄養士会等対象)</p>		

	県（健康増進課）	保健所	市町村	給食施設
		4. 相互支援体制の確立 給食施設相互支援ネットワーク構築支援を行い、食支援協定や人的支援協定を確立する。 給参考資料9～11		

2. 災害時の対策

(1) フェイズごとに想定される状況

	期間・対策	想定される状況	想定される給食施設	想定される状況	想定される給食施設
フェイズ0	災害から24時間以内 初期体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの寸断 ● 厨房の破損により使用不可 ● 食材納入ルートの遮断 ● 移送、他施設利用者受入れ等による食数の増減 ● 非常事態時における食事提供 ● 職員の出勤困難 ● 外部との連携(通信網)が遮断される 給参考資料13	病院 高齢者福祉施設 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、保育所は休校や休園になる場合が多い 給参考資料13	事業所 寄宿舍 一般給食センター
フェイズ1	災害から72時間以内 緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの寸断 ● 厨房の破損により使用不可 ● 食材納入ルートの遮断 ● 移送、他施設利用者受入れ等による食数の増減 ● 物資の不足 ● 衛生状態の悪化 ● 一般被災住民の受入れ 給参考資料13	病院 高齢者福祉施設 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の設備等を活用した炊き出しの準備・開始 給参考資料13 災害時様式例活用	事業所 寄宿舍 一般給食センター 市町村立施設 (学校、保育園)

	期間・対策	想定される状況	想定される給食施設	想定される状況	想定される給食施設
フェイズ2	4日～1か月 応急対策	健康問題の発生		<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の設備等を活用した炊き出しの実施 	市町村立施設 (学校、保育園等)
フェイズ3	1か月以降 復旧・復興対策 仮設住宅入居以降			<ul style="list-style-type: none"> ● 通常給食の再開 ● 学校の設備等を活用した炊き出しの終了 	

(2) フェイズごとの給食施設支援活動

	県（健康増進課）	保健所	市町村	被災給食施設 (入居施設で1日3食提供施設を中心に)
フェイズ0	<p>1. 状況把握 収集できる情報の集約を行う。(各保健所より給様式9,10)</p> <p>2. 関係機関との連絡調整 県災害対策本部、県関係部署(医務課、長寿社会課、児童家庭課、障害福祉課)、関係団体等と連絡をとり、人的な派遣要請や食料等の要請対応について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「物的被害、人的被害の対応先」参照 給参考資料12 ● 「災害直後の給食施設の対応状況」参照 給参考資料13 	<p>1. 状況把握・報告 第1段階の報告に基づいて、所内の医務、福祉担当者と調整のうえ、給様式4により下記について迅速に把握する。 (1日3食提供施設優先)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、ライフラインの損壊等状況 (2) 給食実施の可否 (3) 支援の必要性の有無・量 <p>【第1段階の報告について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 山梨県地域防災計画による報告ルート ※ 病院については、「山梨県大規模災害医療救護マニュアル」による 	<p>1. 状況把握・報告 給様式4等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村立施設(学校、保育所等) <ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況を確認し、給食継続の可否を判断する。継続する場合の対応策を関係者と協議する。 (2) その他の施設(病院、高齢者福祉施設等) <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村災害対策本部に食料、水等の支援要請やライフライン復旧情報の提供を求める場合がある。 (3) 市町村立施設の把握状況を給様式4、9により保健所へ報告する。 	<p>1. 状況把握・報告</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災状況を確認する。 給様式1、2、6 (2) 市町村の災害対策本部設置状況を確認する。 (3) 保健所の求めに応じて被災状況の報告を給様式4により行う。(第1段階については、下記参照) <p>* 市町村立施設(学校、保育所)については、市町村に報告</p> <p>【第1段階の報告について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 山梨県地域防災計画による報

	県（健康増進課）	保健所	市町村	被災給食施設 (入居施設で1日3食提供施設を中心に)
		<p>報告ルート</p> <p>※ 老人福祉施設、障害福祉施設についての報告ルート</p> <p>2. 支援要請への対応 関係機関と連絡調整し、調整可能なものは対応する。</p> <p>(1) 物的な支援要請 ア. 給食施設間相互支援システムの稼働調整 イ. 市町村対策本部との調整</p> <p>(2) 人的な派遣要請 ア. 給食施設間相互支援システムの稼働調整 イ. 関係団体等への支援調整</p> <p>(3) 本庁への人的派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「物的被害、人的被害の対応先」参照 給参考資料12 ● 「災害直後の給食施設の対応状況」参照 給参考資料13 	<p>2. 支援要請への対応 (1) 物的な支援要請(食料や水等)については、市町村の備蓄品を活用する。 (2) 給食を運営するために必要な人材の調整を行う。</p> <p>3. 給食施設を活用した炊き出しの計画(一般被災住民用) 市町村立施設を活用した炊き出しが実施される場合、市町村栄養士(保健・福祉・教育委員会)は災害対策本部と相互に連携を図りながら、計画を立てる。</p>	<p>報告ルート</p> <p>※ 病院については、「山梨県大規模災害医療救護マニュアル」による報告ルート</p> <p>※ 老人福祉施設、障害福祉施設についての報告ルート</p> <p>2. 備蓄食品等を活用した食事提供 給様式5</p> <p>3. 支援要請(必要に応じて) 給様式4</p> <p>「災害時特定給食施設等のためのマニュアル策定の手引」参照 P8～9</p>
フェイズ1	<p>1. 状況把握 給様式9、10により、保健所と情報を共有し、県内全体の状況を把握する。</p> <p>2. 関係機関との連絡調整 関係部署へ報告し、必要な対応について協議する。協議結果は保健所へ報告する。 (1) 人的な派遣要請(非被災保健所の栄養指導員の派遣含め)</p>	<p>1. 状況把握・報告 フェイズ0に引き続き給様式4又は9により状況把握を行う。 (1) 施設、ライフラインの損壊等状況 (2) 給食実施の可否 (3) 支援の必要性の有無および程度 ● 学校、保育所については、市町村所管課を通して把握する。(炊き出し計画含む) (4) 把握状況を本庁(健康増進課)と</p>	<p>1. 状況把握・報告 給様式4等フェイズ0に引き続き行う。 (1) 市町村立施設(学校、保育所等) ● 調理室、調理機器の破損等の対応について施設と協議 ● 給食再開に向けた点検、修理の調整 (2) その他の施設(病院、高齢者福祉施設等) (3) 市町村立施設の把握状況を給様</p>	<p>1. 状況把握・報告 (1) ライフライン等の復旧状況の確認 (2) 破損器具の点検、修理 (3) 保健所への連絡・相談 給様式4 * 市町村立施設(学校、保育所)については、市町村に報告</p>

	県（健康増進課）	保健所	市町村	被災給食施設 (入居施設で1日3食提供施設を中心に)
	(2) 食料等の支援要請	<p>情報共有する。<u>給様式9、10</u></p> <p>2. 支援要請への対応 関係機関と連絡調整し、調整可能なものは対応する。</p> <p>3. 被災給食施設への支援 (1) 支援計画の策定 (2) 被災給食施設への巡回指導 (3) 関係機関との連絡調整</p> <p>4. 特定給食施設等を活用した炊き出しの要請(一般被災住民の食支援)</p>	<p><u>式4、9</u>により保健所へ報告する。</p> <p>2. 支援要請への対応 (1) 物的な支援要請(食料や水等)については、市町村の備蓄品を活用する。 (2) 給食を運営するために必要な人材の調整を行う。</p> <p>3. 給食施設を活用した炊き出しの準備と実施(一般被災住民用) 市町村立施設を活用した炊き出しが実施される場合、市町村栄養士(保健・福祉・教育委員会)は、避難所の栄養課題に対応できる献立作成、食料、人材の確保等の手配を行う。 <u>災害時様式例活用</u></p>	<p>2. 備蓄食品等を活用した食事提供 <u>給様式5</u></p> <p>3. 支援要請(必要に応じて) <u>給様式4</u></p> <p>「災害時特定給食施設等のためのマニュアル策定の手引」参照 P10～11</p>
フェイズ2	<p>1. 状況把握 フェイズ1に引き続き、<u>給様式9、10</u>により、保健所と情報を共有し、県内全体の状況を把握する。</p> <p>2. 関係機関との連絡調整 フェイズ1に引き続き、関係部署へ報告し、必要な対応について協議する。協議結果は保健所へ報告する。 (1) 人的な派遣要請(非被災保健所の栄養指導員の派遣含め) (2) 食料等の支援要請</p>	<p>1. 状況把握・報告(被災給食施設の復旧状況の把握) フェイズ1に引き続き<u>給様式4又は9</u>により状況把握を行う。 (1) 施設、ライフラインの復旧等状況 (2) 実施の状況(実施の可否、平常化の見通し等) (3) 支援期間の見通し等(物的・人的) (4) 把握状況を本庁(健康増進課)と情報共有する。<u>給様式9、10</u></p> <p>2. 支援要請への対応</p>	<p>1. 状況把握・報告(給食再開に向けての準備) <u>給様式4</u>等 (1) 市町村立施設(学校、保育所等) ● 調理室、調理機器の点検、修理状況の確認 ● 避難所等から通う子ども達の健康、食生活状況の情報収集 (2) その他の施設(病院、高齢者福祉施設等)</p> <p>2. 支援要請への対応 必要があれば調整を行う。</p>	<p>1. 食事の提供 (1) 給食利用者の健康状況の把握と対応 (2) 通常の食事提供再開に向けた調整</p> <p>2. 支援要請(必要に応じて) <u>給様式4</u></p> <p>「災害時特定給食施設等のためのマニュアル策定の手引」参照 P11～12</p>

	県（健康増進課）	保健所	市町村	被災給食施設 (入居施設で1日3食提供施設を中心に)
		<p>3. <u>被災給食施設への巡回指導</u></p> <p>4. <u>炊き出し給食施設への支援</u></p>	<p>3. <u>給食施設を活用した炊き出しの栄養管理状況の把握（一般被災住民用）</u> 災害時様式例活用</p>	
フェイズ3	<p>1. <u>状況把握（被災1ヶ月後の給食施設状況の把握）</u></p> <p>(1) 給様式11により保健所から報告を受ける。</p> <p>(2) 各保健所の報告を取りまとめ、関係部署へ報告する。</p> <p>2. <u>災害時対策の検証</u> 地域の連携体制に関する会議・研修会を開催する。(保健所・関係機関)</p>	<p>1. <u>状況把握・報告（被災1ヶ月後の給食施設状況の把握）</u></p> <p>(1) 支援を行った施設を中心に給食復旧状況の把握を給様式11により行う。</p> <p>(2) 把握状況を本庁（健康増進課）へ報告する。</p> <p>2. <u>災害時対策の検証</u> 地域の連携体制に関する会議・研修会等を開催し、以下について確認する。</p> <p>(1) 給食施設における災害時の対応、相互支援状況</p> <p>(2) 災害時マニュアル・体制等の見直し支援</p> <p>3. <u>情報の共有</u></p> <p>(1) 管内給食施設を対象とした情報交換会の開催 * 備蓄品の内容、量について * 相互支援システムの構築について</p> <p>(2) 関係機関、協力団体等との会議、研修会の開催</p>	<p>1. <u>状況把握・報告（通常給食の再開）</u> 所管施設の給食実施状況を給様式11により把握し、保健所に報告する。</p> <p>2. <u>給食施設支援体制の検証</u> 給様式11を活用しながら、災害対策部署を含め、関係団体等と情報共有する。</p>	<p>1. <u>食事の提供</u></p> <p>(1) 給食利用者の健康状況の把握と対応</p> <p>(2) 通常の食事提供再開に向けた調整</p> <p>2. <u>支援要請（必要に応じて）</u> 給様式4</p> <p>3. <u>対応状況の検証</u></p> <p>(1) 施設内マニュアルに基づき、施設内体制や備蓄品等の検証を行う。</p> <p>(2) 災害1ヶ月後の給食実施状況を保健所に報告 給様式11 * 市町村立施設（学校、保育所）については、市町村に報告）</p> <p>(3) 保健所等と共に、対応状況を検証、情報共有する。</p> <p>「災害時特定給食施設等のためのマニュアル策定の手引」参照 P11～12</p>

<第5章に関連する基本的事項>

- 山梨県地域防災計画（本編）：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（1）】
 - 災害時要援護者対策の推進、災害関係情報等の受伝達
 - 避難、救援対策－食料供給対策、生活必需物資救援対策
- 山梨県地域防災計画（資料編Ⅰ）：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（1）】
 - 防災組織に関する資料－山梨県災害対策本部－被害情報収集・伝達マニュアル
 - 救援関係資料－災害時食糧供給対策実施マニュアル、生活必需物資の調達に係る協定
- 山梨県地域防災計画（資料編Ⅱ）：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（1）】
 - 避難所等関係資料－食糧確保体制
- 山梨県大規模災害時医療救護マニュアル 災害医療情報等の収集・伝達・提供：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（3）】
- 山梨県学校防災指針 学校の防災対策編：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（4）】
- 火災・災害・事故等の県への被害報告について（老人福祉施設関係）：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（5）】
- 災害等の県への被害報告について（障害福祉施設関係）：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（7）】
- 第二次やまなし防災アクションプラン：【巻末資料 1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（2）】